

第 18 号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例
熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第4条第8号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 精神の機能の障害により風俗案内業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第13条第3項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 精神の機能の障害により管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗案内業者及び風俗案内業者が選任する管理者の欠格事由の見直しを図るため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。